

十九八七六五 四三二一 行平省
十一 利発発種額払発 方募発 の法発号名 成件十第債務
の経行類面込行 法入決行 条律行称 十等四三の省
払過行金行 法定方 項及の及 四を年十発告
込利価額金 び根 び 年次七号行示
み子率格日 の額額 の法 そ拠記 八の月 一等第

(一) ○ きおかた子年額平円十八額を值各に基ニ関の平へ利付
式は三基算け月、計当面成及万千面順が申付準十すた成第
に、募パ準出る超発算た金十び円九金次小込し金号るめ十
よ払入、金さ割の行期り額四十、百額割さみて利法の四七
り込決セ利れ當十か間開各円七円万十八當もうわの二へ債度
算金定シトと額年ら各利に月の円一千てのちれ利條平のに
出額の複入利償始利払つ二五、億九るか利る回第一成發お
しに通利札付還日利の国ま期き十種千円百。ら回入札格項
た加知控除日回結債で前に百二万九そり札格項四の行
金えをし額、受かり果のがにおり円日円十の格差年特財
を次けたから、率へに直九行け、一億円の格差行年特財
第のた率以基近年わる、一億円の格差行年特財政
十算者。下づに五れ利、一億円の格差行年特財政
利務大臣、財務大臣、財務大臣、財務大臣、財務大臣、
債券(変動)、債券(変動)、債券(変動)、債券(変動)、債券(変動)
塩川正十郎

八号に規定する期日に払い込むもとのとする。

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{0.30}{100} \times \frac{2}{365}$

(二)

八　　口

イ　　る　　税　　法　　金　　前　　は　　い　　次　　の　　し　　は

は　　法　　へ　　は　　に　　さ　　子　　り　　泉　　債　　以　　い　　ニ　　大　　關　　括

第　　第　　發　　一　　發　　混　　れ　　に　　發　　登　　徵　　の　　下　　う　　号　　藏　　す　　登　　發　　と　　を　　が　　に　　(一)　　國　　取　　掲　　十　　金　　前　　に

百　　十　　行　　括　　行　　藏　　る　　係　　行　　錄　　收　　利　　同　　。　　に　　省　　る　　錄　　行　　が　　乘　　適　　當　　の　　法　　得　　げ　　を　　額　　記　　掲　　げ　　る　　國　　債　　に

七　　条　　時　　登　　時　　寄　　一　　る　　時　　さ　　さ　　子　　じ　　以　　規　　令　　省　　へ　　時　　で　　じ　　用　　該　　算　　人　　す　　る　　乗　　か　　(一)　　の　　算　　式　　に

十　　、　　に　　託　　括　　所　　に　　れ　　れ　　に　　。　　下　　定　　第　　令　　国　　に　　き　　た　　を　　非　　式　　で　　る　　國　　債　　た　　当　　該　　金　　額　　に

六　　第　　お　　さ　　お　　さ　　登　　得　　お　　る　　る　　係　　が　　同　　す　　四　　へ　　債　　お　　る　　金　　受　　居　　に　　あ　　者　　債　　た　　當　　該　　金　　額　　に

条　　十　　い　　れ　　い　　れ　　記　　得　　て　　を　　括　　第五　　括　　登　　錄　　税　　い　　も　　者　　る　　さ　　じ　　る　　号　　昭　　の　　い　　額　　け　　住　　よ　　る　　が　　を　　金　　額　　(　　た　　だ　　し　　)　　に

第一　　て　　れ　　て　　る　　に　　が　　て　　の　　の　　所　　れ　　。　　(一)　　和　　一　　て　　、　　控　　得　　は　　出　　に　　住　　時　　に　　り　　場　　非　　發　　(　　た　　だ　　し　　)　　に

一　　条　　、　　な　　、　　も　　係　　源　　、　　記　　得　　て　　を　　括　　第五　　括　　登　　錄　　税　　い　　も　　者　　る　　さ　　じ　　る　　号　　昭　　の　　い　　額　　け　　住　　よ　　る　　が　　を　　金　　額　　(　　た　　だ　　し　　)　　に

項　　若　　所　　い　　登　　の　　る　　泉　　そ　　名　　税　　い　　除　　登　　二十　　登　　錄　　税　　外　　し　　は　　者　　に　　百　　算　　い

又　　し　　得　　も　　錄　　口　　徵　　の　　に　　が　　る　　く　　錄　　条　　五　　錄　　へ　　除　　税　　外　　し　　は　　者　　に　　百　　算　　い

は　　く　　税　　の　　又　　座　　收　　利　　よ　　源　　国　　。　　を　　第　　年　　に　　一　　す　　の　　国　　た　　、　　又　　お　　分　　出　　て

十 十 十
八 七 六 五 四

払	者	入	払	元	償	償
込		札	場	利	還	還
期		參	所	金	金	期
日		加		支	額	限

平成二十九年七月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局
財務大臣から通知を受けた者

+
—
—

第二期以降の利子

毎年一月二十日及び七月二十日を支払期とし、各支払期に属する算式により算出した金額を支払う。

+
-
=

初期利子

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 し 成
期 及 翌 行 を 、 十 く 、
日 び 営 休 支 次 五 。
に 第 業 業 払 の 年)
つ 十 日 日 う 算 一 。
い 四 に に 式 月
て 号 支 当 た に 二
同 に 払 た だ よ 十
じ お う る し り 日
。 い へ と 算 を
て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期